



島根県報

平成22年2月2日（火）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第71号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町紙祖イ2142-6、イ2144-4（次の図に示す部分に限る。）、イ2144-9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）